

### 第 3 1 号議案

足立区指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区指定介護予防支援等の事業の人員、運営等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 1 2 3 号。以下「法」という。)第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項並びに第 1 1 5 条の 2 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例で使用する用語の意義は、法及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 1 8 年厚生労働省令第 3 7 号。以下「基準省令」という。)で使用する用語の例による。

(指定介護予防支援事業の申請者の資格)

第 3 条 法第 1 1 5 条の 2 2 第 2 項第 1 号の規定により条例で定める者は、法人とする。

2 前項に規定する法人の役員等(法第 7 0 条第 2 項第 6 号に規定する役員等をいう。)は、足立区暴力団排除条例(平成 2 4 年足立区条例第 3 7 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員及び同条第 3 号に規定する暴力団関係者であってはならない。

(指定介護予防支援の事業の人員に関する基準)

第4条 法第115条の24第1項に規定する指定介護予防支援に係る従業者の基準及び当該従業者の員数は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、基準省令の規定の例による。

(指定介護予防支援の事業の運営に関する基準)

第5条 法第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援の事業の運営の基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、基準省令の規定の例による。

2 前項の場合における基準省令第28条第2項の規定の適用については、同項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

(指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第6条 法第115条の24第2項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、この条例に特別の定めのあるものを除くほか、基準省令の規定の例による。

2 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を選任する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)の趣旨及び内容を十分に踏まえた研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(指定介護予防支援の基本取扱方針)

第7条 指定介護予防支援事業者は、第三者による評価その他の多様な評価の手法を用いてその提供する指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定介護予防支援の提供に当たっての留意点)

第8条 指定介護予防支援事業者は、必要に応じ、利用者が成年後見制度を活用することができるように支援しなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

( 提案理由 )

介護保険法の改正に伴い、足立区における指定介護予防支援等の事業に関する基準を定める必要があるので、この条例案を提出いたします。